

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、新入社員用でしたので、みなさん即答だったと思います。
では、確認していきましょう。

宿題Q、産業廃棄物の収集運搬業(積替保管を行わない)を営むためには、誰の許可を得なければならないか。

- (1) 総理大臣
- (2) 厚生労働大臣
- (3) 環境大臣
- (4) 都道府県知事
- (5) 市町村長

【解説】

法第14条第1項では次のとおり規定されている。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。したがって、(4)が正解である。

正解(4)

この問題についてのコメントは、次の問題と併せて行いましょう。

Q、産業廃棄物の収集運搬業に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の許可を受けなければならない。
- (2) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の許可を受けなければならない。
- (3) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の許可を受けなければならないが、当該業を行おうとする市町村長の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていれば、改めて都道府県知事の許可を受ける必要はない。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の処分業の許可を受けていれば、改めて収集運搬業の許可を受ける必要はない。
- (5) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の処分業の許可を受けていれば、改めて収集運搬業の許可を受ける必要はない。

～廃棄物処理問題～

【解説】

法第 14 条では「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第 14 条の 3 の 3 まで、第 15 条の 4 の 2、第 15 条の 4 の 3 第 3 項及び第 15 条の 4 の 4 第 3 項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。」とされている。

したがって、(1) が正しい。

産業廃棄物の処理業者（収集運搬業・処分業）も一般廃棄物と同様に許可は必要となるが、一般廃棄物処理業では市町村長の許可が必要になるのに対し、産業廃棄物処理業では都道府県知事（一部政令市長）の許可が必要になる。

また、収集運搬業の許可と処分業の許可はそれぞれ別に受ける必要がある。

なお、法第 14 条では、自らその産業廃棄物を運搬（又は処分）する事業者や環境省令で定める者など、許可が必要ない者についても規定している。

正解 (1)

まあ、これはコメントするまでもありませんが、産業廃棄物処理業の許可は都道府県知事、一般廃棄物の許可は市町村長の許可でしたね。

ただし、廃棄物処理法政令市（栃木県では宇都宮市だけ）のエリアで産業廃棄物の処分業（中間処理、最終処分）を営むとき、そして収集運搬も「積替保管」を政令市の中でやるときは政令市長の許可となっています。

ベテランの方にとっては物足りないと思いますので、今月の宿題は、ちょっとマニアックな「業許可」の問題を。



宿題Q

産業廃棄物処理業の許可に関する記述で正に○、誤に×を付けなさい。

- a 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けなくてもよい。
- b 産業廃棄物処理業の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- c 産業廃棄物処理業の許可には、産業廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができる。
- d 産業廃棄物処理業の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- e 産業廃棄物処理業者は、都道府県が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。